

令和2年第12回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年12月25日（金）

江東区教育委員会

令和2年第12回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年12月25日(金) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年12月25日(金) 午前10時43分
- 3 開会場所 教科書センター(江東区教育センター内)
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、進藤孝(教育長職務代理者)、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、堀越教育支援課長(教育センター所長兼務)、河野地域教育課長、栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事、古川文化観光課長、岩崎青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第55号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第2 議案第56号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第57号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正
 - 日程第4 議案第58号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正
 - 日程第5 議案第59号 江東区立学校職員出勤簿整理規程の全部改正
 - 日程第6 議案第60号 江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正
 - 日程第7 議案第61号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第8 議案第62号 江東区文化財の指定解除
- 7 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 令和2年第4回区議会定例会(教育委員会関係)について
 - (3) 令和2年度地方教育行政功労者表彰被表彰者の決定について
 - (4) 令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について
 - (5) 令和3年度新1・7年生の学校選択制度の抽選結果について
 - (6) 令和2年度給食保健関係表彰について
 - (7) 江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システム導入について
 - (8) 令和2年度校(園)長・教育管理職選考等の結果について

(9) 成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢について

8 協議事項

(1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

9 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和2年第12回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

これから審査いたします日程第1から日程第6につきましては、報告事項7と密接な関係があることから、ここで審査順序を変更し、まず報告事項7の報告を聴取し、その後に議案に入りたいと存じます。

それでは、報告事項7、江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システムの導入についてを事務局より説明願います。

伊藤指導室長 それでは、江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システム導入についてを説明いたします。資料10を御覧ください。

1、概要を御覧ください。令和3年1月1日より、学校において勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築いたします。

本システムは、静脈認証による出退勤の打刻、休暇、時間外勤務、旅費等の申請から承認までをシステムにより管理し、リアルタイムに在校時間を学校及び教育委員会で確認できるシステムです。本システムにより「勤務時間」を意識した働き方を進め、学校での働き方改革を進めてまいります。なお、幼稚園教育職員向けにつきましては区職員と同様のシステムを導入し、同様に働き方改革を進めてまいります。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件に関する質疑につきましては、この後の議案審査の際、併せてお願いいたします。

以上で、本報告を終了いたします。

次に、これから審査いたします日程第1から日程第6の6件につきましては、ともに関連する案件ですので、これを一括議題といたします。

日程第1、議案第55号、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第2、議案第56号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第3、議案第57号、江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正、日程第4、議案第58号、江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正、日程第5、議案第59号、江東区立学校職員出勤簿整理

規程の全部改正、及び日程第6、議案第60号、江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第55号、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第56号、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第57号、江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正、議案第58号、江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正、議案第59号、江東区立学校職員出勤簿整理規程の全部改正、及び議案第60号、江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正、上記の議案を提出する。令和2年12月25日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システム導入に係る関係規則等の改正について御説明いたします。資料1を御覧ください。

1、改正理由についてです。本改正は、江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システムを令和3年1月1日から導入することに伴い、関係規則等の改正を行うものでございます。

2、規則等につきましては、表のとおりでございます。

3、改正内容の概要についてです。(1)江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正については、別紙1のとおりです。休日、休暇等の申請について、勤怠管理システムにおいて申請するよう必要な文言を整理いたしました。

(2)江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の改正については、別紙2のとおりです。改正点は2点です。

1点目は、扶養親族等扶養親族届の様式変更です。新規に扶養する届出と、廃止などの異動の届出と別々になった扶養親族届の様式を一本化し、認定事務の合理化を目的とした改正です。

2点目は、給与減額免除の申請についてです。幼稚園教育職員が紙媒体で行っていた給与減額免除申請を、令和3年1月1日から導入される勤怠管理システムにより行う改正となります。

(3)江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の改正については、別紙3のとおりです。従来、幼稚園教育職員の旅行命令に関し旅行命令簿等の様式を用いていたところですが、勤怠管理システムを導入することにより、幼稚園教育職員の旅費に関する規程において必要な文言を整理いたしました。

(4)江東区立学校職員服務規程取扱については、別紙4のとおりです。

改正点は3点です。

1点目は、用語の定義です。江東区立学校教職員及び幼稚園教育職員向け勤怠管理システムの導入に伴い、規程中の用語を定義する改正を行いました。

2点目は、勤怠管理システムへの記録に関する改正です。教職員は出退勤及び休日、休暇等の勤怠管理に係る申請につきまして、原則、勤怠管理システムにおいて申請するよう文言を整理する改正を行いました。

3点目は、パワーハラスメントに関する改正です。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、令和2年6月1日に施行されました。同法の施行により、事業者はパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化する必要があるため、パワーハラスメントの禁止について、規程を追加いたしました。

(5) 江東区立学校職員出勤簿記録及び出勤簿整理規程の改正については、別紙5のとおりです。改正点は3点です。

1点目は、勤怠管理システムの導入に伴う文言の整理です。システムを利用して行う職員の出勤、勤務の状況等に関する記録について、「出勤記録」と定義を行いました。そのため、改正前の「出勤簿」という呼称を「出勤記録」に一部変更する文言整理を行いました。さらに、出勤記録の用語の整理に伴い、規程名称も「江東区立学校職員出勤簿整理規程」から、「江東区立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程」と変更になりました。なお、会計年度任用職員等の一部職員については引き続き出勤簿を使用することから、「出勤簿」の表現自体を削除するものではありません。

2点目は、出勤簿整理保管者の新設です。改正前は出勤簿整理者として副校長、副園長等が出勤簿整理を行うと規定されていました。今回の改正により「整理保管者」と名称が変更され、出勤簿のみならず出勤記録の整理保管を行うことが明記されました。なお、整理保管者についても、副校長、副園長が行うことが規定されています。

3点目は、検査に関する規程の新設です。改正前の規程には検査に関する規程が存在していなかったことから、本改正に教育委員会事務局次長が必要であると認めるときは、出勤記録もしくは出勤簿の提出を求め、または出勤状況の報告を求めることができる旨、規程を新設いたしました。

(6) 江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の改正は、別紙6のとおりです。改正内容は、勤怠管理システム導入に係る用語の定義、及び勤怠管理システムによる職務専念義務の免除の申請について規定するものです。

4、施行予定日についてです。令和3年1月1日としますが、パワーハラスメントの禁止に係る改正は交付の日を施行予定とします。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 たくさんありましたけれども、本案について報告事項7、先ほど説明が

あった資料10ですね。それと併せて、質疑を願います。何かございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。一括議題といたしました日程第1から日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第7、議案第61号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第61号、江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和2年12月25日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

伊藤指導室長 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について説明いたします。資料2を御覧ください。

令和3年度は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、国の特措法により、令和3年に限り、スポーツの日が10月の第2月曜日から7月23日に変更されます。そのため、原則10月の第2月曜日までを前期末、翌日を後期開始日と定めている管理運営規則を、令和3年度に限り、前期末を10月10日の日曜日に、後期開始を10月11日の月曜日に改正いたします。これに伴い、次年度の行事等は別添の参考のとおりとなります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、先ほど御説明があったとおりということで、参考のように訂正が行われるということで御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、お諮りいたします。日程第7について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に日程第8、議案第62号、江東区文化財の指定解除を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第62号、江東区文化財の指定解除、上記の議案を提出する。令和

2年12月25日。提出者、江東区教育委員会。令和2年11月26日、江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、同日、同審議会の答申を得たので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

古川文化観光課長 資料3を御覧ください。江東区文化財の指定解除について御説明いたします。

工芸技術であります手描友禅の無形文化財保持者として認定しております、江東区大島五丁目にお住まいの和田宣明様が、令和2年9月13日に亡くなったということで、このたび指定を解除するものでございます。

若干、手描友禅の説明を加えますと、繊細な筆遣いで糊を置いてにじみを防ぐ技法ということで、細かく複雑な色彩を可能とした絵画的な文様が特徴の染色術でございます。

和田様は昭和6年に生まれまして、おじで友禅職人の富塚善吉様について技術を習得されて、昭和38年に清澄で独立いたしました。文様、配色に絵師としての技法が問われる伝統的な技術を守りながら、図案構想から仕上げまでほとんどの工程を一貫して行っておりまして、60年近くにわたり仕事を続けてまいりました。和田様は、平成27年4月1日に江東区無形文化財保持者に認定されているところでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第8について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。議事進行上の関係から報告順序を変更し、報告事項9を先に報告することといたしたいと存じます。

それでは、報告事項9、成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢についてを事務局より説明願います。

岩崎青少年課長 それでは、成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢について御報告いたします。資料12を御覧ください。

これまで区では、成年年齢の引き下げ、いわゆる令和4年度からの民法改正に伴い、現在の20歳から18歳に成年年齢が引き下げられた際に、現在20歳で実施している成人式を現在のまま20歳で実施するか、18歳に変更するかを検討してございましたけれども、10月22日の庁内検討委員会において、成年年齢引き下げ後も引き続き20歳を対象に式典を開催するというので決定いたしました。

2番、決定にいたる経緯でございますけれども、御承知のとおり、成人

式は法律や規則等に規程はなく、各自治体の判断によって実施されてございます。そのため各自治体の動向を調査するとともに、区内の高校生を対象に区のアンケート調査を実施しました。

3番、決定理由でございます。以下の1から3番でございますけれども、まず1つ目が、やはり18歳の冬というのは就職活動や受験など多忙な時期であって、成人式への参加が新成人にとっても大きな負担になり、安心して参加できない。また、2番目ですけれども、昭和32年の第1回目より60年以上、20歳という人生20年の節目を対象に実施しており、これが地域や区民にも伝統として広く定着している。3番ですけれども、区内の高校生へのアンケート調査の結果、12校の全学年の高校生に調査した結果、8割以上の高校生が20歳での実施を希望している。これら1、2、3を大きな決定理由として、今後も本区は20歳対象に式典を開催することを決定いたしました。

今後の区民周知の方法ですけれども、区ホームページ、こうとう区報に決定内容を掲載するほか、アンケートに協力していただいた、当事者である高校1年生から3年生の高校生の方々には、高校を通じて通知する予定でございます。

なお、御承知のとおり1月11日に成人式を予定しておりますので、混乱を避けるために、成人式終了後に直ちにこの旨の周知を図りたいと思います。

以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 年齢はよく分かったんですけど、1月11日の成人式当日の密対策とございますか、それをお聞きしたいんですけど、来年は密を避けるために4部制にするということで運用されると思うんですけども、中に座ったときの状況とか、あと、外で待ち合わせをして集まるというような状況が恐らく想定されるんですが、その辺に対してはどのような体制をとっていかれるのか、お聞きしたいんですが。

岩崎青少年課長 密の回避について御説明いたします。御承知のとおり、新成人というのは成人式、友達と集まるために来ているようなところもございまして。ですので、今回、ティアラの目の前の広場については、すぐに列に並んでいただく。それで、いや、ここで待ち合わせをしているんだという方々についてはドレミ坂のほうに移動していただいて、友達と会えたら直ちに会場に入っていただくということを考えてございます。また、これまでは2部制でしたけれども、それがさらに半分になるので、絶対的な人数も少なくなると考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
なお、ここで文化観光課長及び青少年課長につきましては、他の公務のため退席いたします。ありがとうございました。
それでは、続いて、報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを説明願います。

武越事務局次長 私から、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をいたします。資料4を御覧ください。

資料の表は、コロナウイルス感染拡大の影響による学校や園での臨時休業、再開や宿泊行事の中止等について時系列で示したものとなっております。

2ページおめくりいただいて、表の中段の8月4日の第15報までは9月の第9回定例会で御報告しておりますので、今回、その後の12月17日の第16報にて年末年始の教育活動の原則中止について、及び12月22日の第17報にて卒業式の実施について、それぞれ通知をいたしました。追記で記載をしておりますので、御確認ください。

まず、第16報の内容につきましては、3ページをお開きいただければと思いますけれども、年末年始は最近の新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、各学校における冬期休業中の教育活動の自粛の徹底を図るものでございます。1は主に部活動等の中止を、2では12月28日の教職員の休暇取得の促進を記しております、このほか緊急連絡体制の確認やきつずクラブの実施時期を記載してございます。

次に17報ですが、4ページをお開きください。令和2年度の卒業式等の実施について、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み各学校に通知するもので、具体的には、卒業式は、(1) 予定の期日で実施すること。(2) 留意点として、1時間以内で国歌斉唱、校歌斉唱を記載のとおりとし、来賓紹介も紙面で行うこととしております。各参加者は、原則一世帯当たり保護者2名までとし、来賓、在校生等の出席は最小限とすること。また、(4) 教育委員会告示や区長、議長等の挨拶関係についても、校長の祝辞以外は挨拶文を紙面で配付するのみといたします。一方で、主役である児童・生徒の門出の言葉や歌などは、何とか工夫して実施することとしております。

恐れ入ります、2ページにお戻りください。12月22日現在の学校園・きつずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況ですけれども、記載のとおり、これまで小学校11校、中学校9校、きつずクラブ1室。感染者数は、児童・生徒12人、教職員等17人となっており、患者との濃厚接触の状況によりまして、それぞれ一定期間の休校や学級閉鎖、出席停止、教職員につきましては出勤停止の対応を取ってございます。

私からの報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項2、令和2年第4回区議会定例会教育委員会関係について説明願います。

武越事務局次長 令和2年第4回区議会定例会の教育委員会関係について、少々お時間をいただきまして御報告を申し上げます。資料5を御覧ください。

第4回定例会は11月26日の本会議で5名の代表質問があり、翌27日の継続本会議で8名の通告により質問が行われまして、全体で42本の質問がございました。このうち教育関連では、資料に記載のとおり5本の質問がありました。質問等や答弁の概要は資料記載のとおりですが、ポイントを述べさせていただきます。

1人目は自民党の堀川幸志議員の代表質問で、教育のICT化についての質問でしたが、GIGAスクール実現に向けて取り組んでいるところであり、令和3年4月から導入すること、子どもたちにも教員にも効果があること、次期の教育推進プランにもしっかりと位置付けて進めていく旨の答弁をしております。

2人目は、あたらしい・維新・未来会議の二瓶文隆議員の代表質問で、ネットリテラシー向上と情報モラル教育についての質問でしたが、児童・生徒には学校で確実に指導していくこと、教育委員会としても様々な支援策を講じていく旨の答弁をいたしたところであります。

2ページをお開きください。3人目は自民党の釧先美彦議員の質問で、区立幼稚園における就学前園児の育成と、自然体験等についての質問でした。保幼小連携の一層の充実と就学前スタンダードの確実な実施に努めること、幼稚園教育にはこれからも自然体験を積極的に取り入れていく旨の答弁をいたしたところであります。

3ページをお開きください。4人目は民政クラブのやしきだ綾香議員の質問で、区立幼稚園の今後の在り方についての質問でしたが、現在の幼児数の減少と保護者ニーズに鑑み、現行の在り方方針で定めた3歳児預かり保育の拡大や、幼稚園の適正配置、認定こども園の展開については早急に見直しの検討を行う旨の答弁をいたしたところであります。

5人目は自民党のにしがき誠議員の質問で、給食費の公会計化についての質問でしたが、私費会計の徴収業務の整理やシステム導入の際の管理運営体制等、さらなる検討が必要と考える旨の答弁をいたしたところであります。

一般質問につきましては、以上であります。

次に、特別委員会について御報告いたします。

11月30日に、一般会計補正予算第6号を審査する令和2年度予算

審査特別委員会が開催されました。今回の補正の内容は前回の第11回定例会に御提案させていただきましたが、全小中学校において児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備し、あわせて普通教室、特別教室に高速無線LANを整備する経費となっており、議会においては全会一致で可決されております。本件は令和3年度より運用開始となりますが、今年度はそれに先駆けて、パイロット校として1月より、南陽小と南砂中で先行導入し、モデル実施する予定となっております。

次に、文教委員会について御報告いたします。5ページをお開きください。

11月27日の臨時の文教委員会は、特別区人事委員会からの勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定する条例案を提出したもので、内容は前回教育委員会臨時会で御審議の上、御可決いただいたものでありますが、議会でも全会一致で可決されております。

次に、12月4日の文教委員会ですが、議題は記載の28点で、全て請願陳情の審査で、議題1、1陳情第10号から、6ページをお開きいただいて議題28、2陳情第50号まで、基本的には状況に変化がないことから引き続き継続審議となっております。なお、議題の18と19につきましては、公共施設の使用料の2割値上げについて今年度中の見送りが決定していることから、陳情取下げとなっております。

次に、2、報告事項については資料に記載のとおりですが、いずれも教育委員会にて御報告または御協議いただいた案件ですので、説明は省略させていただきます。

以上、長くなりましたが、第4回区議会定例会の御報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和2年度地方教育行政功労者表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは、資料6、令和2年度地方教育行政功労者表彰被表彰者の決定についてを御覧ください。

文部科学省では、地方教育行政においてその功労が特に顕著な教育委員会の委員、教育長について、その功に報いるとともに、地方教育行政の発展に資するため、文部科学大臣表彰を行っております。本年度は、資料にありますとおり岩佐哲男前江東区教育委員会教育長が受賞されました。

岩佐前教育長は、平成23年6月1日より令和2年3月31日まで8年10か月にわたり在職されました。この間、「こうとう学びスタンダード」の策定や、オリンピック・パラリンピック教育の推進、保幼小連

携教育プログラムに基づく連携教育の充実、区内初となる小中一貫教育校の有明西学園の開校など、多くの教育行政の推進とその充実に努められ、大きな功績を挙げられました。

なお、本来であれば文部科学省において表彰式が執り行われるところでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、本年は実施されず、表彰状等は本多教育長よりお渡しいたしました。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。教育委員会としては非常にうれしいことと思っております。ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、令和2年度東京都教育委員会の職員表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは、資料7、令和2年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定についてでございます。

東京都教育委員会では、都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ、勤務成績の優秀な職員や優れた教育実践活動・研究活動を行っている学校・グループの功労をたたえ、毎年表彰を行っております。江東区では個人表彰4名推薦のうち3名が、団体表彰は1団体が受賞いたしました。受賞の功績につきましては、資料に記載のとおりでございます。

まず、金久保勝校長。心の教育と学力向上を重視し、学校の教育課題解決に向けてリーダーシップを発揮しております。また、研究協力校による研究活動の実践や英語教育の推進にも成果を挙げております。

中込圭主幹教諭は、都の教育研究会の部長や各種講師を務め、後進を指導して都の体育科教育の推進に貢献したほか、区の授業力向上アドバイザーや、オリンピック・パラリンピック教育専門委員、こうとう学びスタンダード体力プロジェクトチームとしても研究、実践を行いました。

大塚隆弘主幹教諭は、特別教育の分野で多くの公開授業を行うほか、若手教員に熱心に指導助言を行っております。またバスケットボール部の指導者としても力を発揮し、東京都グッドコーチ賞を受賞しております。

次のページを御覧ください。団体表彰では深川第七中学校が情報モラル教育の推進が優れた教育実践活動であるとして受賞が決定いたしました。なお表彰式でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行われず、表彰状は区を通して被表彰者へ渡すこととなっております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、令和3年度新1・7年生の学校選択制度の抽選結果についての説明を願います。

大町学務課長

恐れ入ります、資料8をお願いいたします。

令和3年度新1・7年生の学校選択制度の進捗につきましては、前回11月25日の本委員会におきまして一次結果まで御説明をさせていただきました。その後、選択希望校の変更を受け付けた後、11月27日に二次結果といたしまして抽選校の有無を公表し、12月8日に小学校及び義務教育学校前期課程、12月9日に中学校及び義務教育学校後期課程の抽選を執り行いました。その結果をまとめさせていただいたものが本日の資料でございます、表の1ページ目が小学校等、裏の2ページ目が中学校等となっております。

資料の1ページ目の2の抽選結果の表で御説明をいたします。まずAの欄が、二次結果におけます通学区域外からの入学希望者数となっております。その後、抽選日までの間に区外転出があった場合のBを差し引いたCの欄が抽選日当日の対象者数となっております。小学校等では256人、中学校等では1,016人が抽選の対象者となりました。抽選日当日におきましては、無抽選校の当選者の決定を加味したり、今後の私立中学校等への入学者を一定数見込みまして、Dの欄のとおり当選者数を決定したところです。小学校等では88人、中学校等では138人が当日当選となっております。その結果としてCからDの欄を引いたEの欄が補欠者数となっております。

これらの結果につきましては、12月10日から区のホームページで発表させていただいております。また今後は私立学校への入学決定等も反映いたしまして、補欠の繰上げが行われることとなります。

学校選択抽選結果についての御説明は以上となります。

本多教育長

本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、令和2年度給食保健関係表彰についてを説明願います。

大町学務課長

資料9をお願いいたします。こちらは今年度の給食保健分野における表彰を一覧にまとめたものとなります。

文部科学大臣表彰、東京都教育委員会表彰、そして区政功労者表彰につきましては、本区で学校保健に御尽力いただいております学校医、学校歯科医、学校薬剤師のうち、従事年数や実績等に基づき顕著な功績があった方を推薦し、各表彰機関の審査を経て決定をされたものです。また、その他の東京都学校歯科医会表彰につきましては、各学校の歯科保健の取組

についてその功績が認められたものとなります。

なお、表彰が今後行われるものを含んでおりますけれども、既に内定通知を得ておりますことを申し添えます。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8、令和2年度校（園）長・教育管理職選考等の結果についてを説明願います。

伊 藤 指 導 室 長 令和2年度校（園）長・教育管理職選考等の結果について御報告いたします。資料11を御覧ください。

本年10月の定例会において、選考の受験状況について報告いたしました。この度、最終結果が発表となりましたので御報告いたします。

セルの右下の数字が昨年度の結果で、最終合格者数を受験者数で割り、合格率をパーセントで示したものを最後の列に記載しております。

まず、幼稚園については、園長、副園長、受験者はありません。

次に、小中学校の結果です。まず、校長の選考結果です。小学校の欄の一番上の段を御覧ください。小学校は24名受験し、最終合格者は6名で、合格率は25%でした。中学校の欄の一番上を御覧ください。中学校は6名受験し、最終合格者は1名で、合格率は16.7%でした。

次に、小中学校の教育管理職公募者選考の結果についてです。主に指導主事となるA選考、主に副校長となるB選考、ともに一般と推薦との記載があります。推薦区分は、校長及び教育委員会の推薦を受けて一次選考である筆記試験が免除となり、二次選考の面接選考のみのものであります。一般は、一次選考、二次選考を受けるものとなっております。C選考は年齢50歳以上が対象で、原則合格した次の年度に即戦力として副校長に昇任となる選考です。

まず、小学校です。小学校の欄を御覧ください。A選考は推薦区分で1名受験し、1名が合格しております。B選考は推薦区分で5名が受験し、4名が合格しております。C選考は一般区分で1名受験し、合格者0名、推薦区分で1名受験し、1名合格しております。

次に、中学校です。中学校の欄を御覧ください。A選考は一般区分で1名受験し、合格者は0名、推薦区分で1名受験し、二次試験前に辞退をしております。B選考は一般区分で1名受験し、1名合格、推薦区分で3名受験し、3名合格しております。なお、中学校ではC選考の受験者はありません。

今後も受験者の確保に努めるとともに、教育管理職の資質能力の向上を図ってまいります。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
これより協議事項に入ります。協議事項1、江東区立学校感染症予防ガイドラインについては、関係諸機関への周知等の関係で秘密会といたしたいと存じますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規程により、協議事項1は秘密会といたします。
それでは協議事項1、江東区立学校感染症予防ガイドラインについてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

伊藤指導室長 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて説明いたします。資料13を御覧ください。

主な改訂内容を御説明いたします。まず、学校運営編については8ページ、(5)感染症対策に留意した各教科等の指導についてです。マスクなしでのフェイスシールドやマウスシールドのみでの教育活動を行う場合は身体的距離をとること。保健体育の授業におけるマスク着用は必要ないが、十分な身体距離がとれない状況ではマスクを着用すること。9ページになりますが、音楽の授業ではマスクは原則着用し、歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離をとってマスクを外すことについて追記をしました。

続いて、10ページ、(6)学校行事等についてです。卒業式につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、規模を縮小し、短時間で実施することとなります。

17ページ、(15)学校(園)公開、新入園児・児童・生徒説明会を加え、オンラインの活用等を工夫することについて追記をいたしました。

続いて、24ページ、7、幼稚園において特に留意すべき事項についてです。幼児のマスクの着用について実態に即して行うことについて追記をいたしました。患者等発生時対応編につきましては、25ページ、2、対応区分について。保健所の指示で濃厚接触者に対しPCR検査を実施しない場合の対応について追記をしました。

説明は以上であります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。
なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非

開示とすることになっておりますけれども、関係諸機関への周知後、公開することといたしたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年第12回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。